

特集 子どもの権利条約の基礎を学ぶ

子どもの権利条約の基礎を学ぶ



– 2019 年の国連採択 30 年、 日本批准 25 年に向けて –

あらまき しげと
荒牧 重人（子どもの権利条約ネットワーク副代表）

2019 年は、国連が子どもの権利条約を全会一致で採択してから 30 年、日本が 158 番目の締約国になってから 25 年に当たる。19 年は、天皇の代替わりがあり、また 20 年の東京オリンピック・パラリンピックを控えており、よほど市民社会で取り組まないと、19 年 1 月の国連・子どもの権利委員会による第 4 回・5 回統合日本報告審査および 2 月の総括所見も注目されず、条約のメモリアルな年を活かせない状況にある。そこで、改めて条約を基礎から学び直し、条約の理念や規定をより効果的に実現していく力にしていきたい。

条約はどのような意味を持つか、どう力にしていけるか？

子どもの権利条約ネットワークはこれまで、多様な NGO・NPO 等と連携しながら、1993 年から毎年「子どもの権利条約フォーラム」を開催しており、また条約の節目毎にキャンペーンやイベントに取り組んできた。しかし、先日報道されたように、子ども虐待の児童相談所対応件数は約 13 万 3400 件で、1990 年度の調査開始以来増え続けている。いじめや不登校、さらには子どもの貧困やネット依存なども社会問題になり続けている。子どもをめぐる状況はいっこうに改善されておらず、深刻さを増すばかりである。

このようななかで、条約はどのような意味・意義を持つのであろうか、条約をわれわれの力にしていけるためにはどうしたらよいのであろうか。

国際社会では、条約は子どもの権利保障についてのグローバルスタンダードとして位置づけられ（現在の締約国数は 196）、国連・子どもの権利委員会の一般的意見や総括所見等においても条約のとらえ方や解釈の進展がみられる（後掲の平野原稿を参照。また氏のホームページも参照）。当然のことながら、これらをふまえて、条約の解釈・運用することが求められている。また、日本においても、なお少数ではあるが、市民社会・NPO/NGO による子どもの権利保障の活動、自治体レベルでの「子ども条例」の制定や計画の策定、子ども参加や相談・救済の取り組みなど、条約の理論面・実施面での蓄積や進展が見られる。ただ、これらの活動・取り組みは子どもの置かれている状況に対応するには不十分であるため、進展している部分をどのように教訓化し、広げていくのかということが重要になっている。

本誌では、「条約の基礎を学ぶ」として、条約の歴史的背景、制定過程、法的地位、条約の子ども観、条約の国際的実施機関である国連・子どもの権利委員会などについて取り上げる。

NEWS LETTER No.133 CONTENTS

特集：子どもの権利条約の基礎を学ぶ

子どもの権利条約の基礎を学ぶ	
– 2019 年の国連採択 30 年、日本批准 25 年に向けて	……1
条約の成り立ち	……3
条約の法的位置づけ	……4
条約の子ども観	……5
条約の実施と監視—国連子どもの権利委員会	……6

子どもの権利条約フォーラムコーナー

栃木プレ・フォーラム	
～ 県内 5 か所でプレフォーラム開催	……7

子どもの権利条約フォーラムの残したものを引き継ぐもの(3)

フォーラムの経験が活かされるとき	……8
------------------	-----

子どもの現場と子どもの権利条約

folkホイスコーレの経験を生かしたフリースクール	……9
---------------------------	-----

市民活動の初めの一步 第 24 回（最終回）

子どもの権利条約ネットワーク	……10
「初めの一步」の連載が終わるにあたって	……11

本の紹介

『子どもにではなく子どもと —コルチャック先生の子育て・教育メッセージ』	……12
---	------

なお、子どもの権利条約という場合、1989 年に採択された条約の本体、2000 年採択の 武力紛争に関する選択議定書（04 年、日本批准）と売買春・ポルノに関する選択議定書（05 年、日本批准）、そして 11 年採択の個人通報制度に関する選択議定書（日本未批准）という 4 つをさす。また、条文の主語が「締約国」になっているのは、国（立法・行政・司法）を「拘束」して子どもの権利を保障しようとするからである。

子どもの権利条約の背景

子どもの権利はもともと子どもの現実から出発

国際的な子どもの権利の取り組みは、イグランティン・ジェップ（セーブ・ザ・チルドレンの創始者）らの思想や動きもあって、子どもを戦争・紛争の犠牲者にしないという決意と活動から始まった、といえる。子どもは、第 1 次世界大戦ほか戦争や紛争で直接犠牲になったり、生育する環境が奪われたりしていた。当時の人権問題の解決は、外交や人道的干渉の対象で、国際機関の任務ではなかった。それを国際連盟という国際機関で「人類は子どもに最善のものを与える義務を負う」という前文を持つ「子どもの権利宣言」（「ジュネーブ宣言」1924 年）を採択させた。この宣言は、条約の淵源の 1 つとされている。

そのころ、日本では、「貧困」等が社会問題になり、それらに苦しむ地域や家庭に対する取り組みがなされていた。その活動において、子どもの権利が主張されていた。例えば、賀川豊彦は、「子供の権利」（1924（大正 13）年の講演）として、①子供は食う権利がある。②子供は遊ぶ権利がある。③子供は寝る権利がある。④子供には叱られる権利がある。⑤子供は親に夫婦喧嘩を止めて乞う権利がある。⑥子供は禁酒を要求する権利がある、をあげていた。

これらの子どもの権利の考えは、21 世紀の国際社会および日本社会の子どもをめぐる現実からしても、必要かつ重要な考え方・視点でもある。

条約を生み出したもの

条約を生み出したものとしては、さしあたり次の 5 点をあげておこう。

1 つは、1970 年代から 80 年代にかけて、「静かなる緊急事態」といわれた子どもの現実である。生まれる環境を選べない子どもがたまたまここに生まれただけで、日本では想定し得ないような栄養不良や出産・医療環境等の下で死亡したり、劣悪な労働に従事させられたり、ストリートチルドレンや少年兵にさせられたりと、子どもたちの生育環境は「緊急事態」といえる状況にあった。しかし、子どもたちにはそれらのことを訴えたり、改善したりするような社会的地位や力を与えられておらず、「静かに」進行していた。それらの問題に国際社会あげて取り組む必要があった。

ところが、時は「冷戦時代」であり、人権問題はイデオロギー対立の 1 つであった。そのようななかで、第 1 次・第 2 次世界大戦の戦場になり大量の子どもが犠牲者になった経験を持ち、また、身寄りのない子どもたちの施設をつくり、子どもの権利を基本において運営したヤヌシュ・コルチャックの思想と取り組みを大切に受け継いでいたポーランドがイニシアティブをとった。条約の背景の 2 つめである（詳細は、後の高石原稿を参照）。

3 つめは、ユニセフなど国際機関や NGO の取り組みである。子どもの権利を基本において、それを保障する具体的な取り組みが蓄積されていた。理念だけにとどめない具体的な経験があったのである。条約の制定過程においても、NGO は連合体をつくって、条約案の趣旨や規定に良い意味で影響を与えた。

第 4 に、条約が国際的に合意されたとしても、実際に条約を実現するのは各国である。1970 年代の child rights movement 等の影響も子どもの権利条約 第 133 号・2018 年 9 月 15 日

あって、とくに欧米諸国で子どもの権利を受け入れる下地や子どもの権利を法規範化・制度化する取り組みがあった。

第 5 に、人権の国際化の動向もあげておかなければならない。人権保障を自らの任務の 1 つとした国際連合は、人権の国際基準を「世界人権宣言」として示し（1948 年）、国際的実施について「国際人権規約」等で定めた。そして、差別の禁止、人種・女性等の主体ごと、労働・教育等の分野ごとの権利保障にかかわる宣言・条約等を制定し実施に移していた。

条約を活かす

この条約を活かすには、法規範である条約の地位も重要である（後掲の林原稿を参照）。日本では、条約は、憲法よりは下位であるが、少なくとも国会の制定法よりも優位の法的効力を有する。しかも、条約の規定は国会・政府によって変更できないし、条約の国際社会による定着状況からして批准の撤回も現状では無理である。本来は、国会は条約に照らして立法・法改正をする必要がある。また、行政は条約を実施する義務があるし、政策策定・実施において基準にしなければならない。自治体もローカルガバメントとして条約実施の「主体」である。さらに、裁判所は条約を裁判規範として援用しなければならない。現行法令や行政等は、条約に適合的に解釈・運用されなければならないのである。しかも、条約の実施については、国連・子どもの権利委員会による締約国報告書審査等により国際的チェックを受ける。

このような条約の法的地位を共通理解にして、条約の実施を図ることが大切である。そのためにも、条約に基づく、子ども政策・施策の基になる総合的な「子ども（の権利）基本法」の制定、日本国憲法や条約を基本にした子ども法体系の構築が求められている。その意味でも、2016 年の児童福祉法改正において条約が位置づけられたことは意義がある。

さらに条約は、内容上、子ども観、とくに子どもを権利の享有・行使の主体として捉えていること、差別の禁止・子どもの最善の利益・いのちの権利・子どもの意見の尊重を一般原則にしていること、子どもが人間として成長・自立していく上で必要な権利を総合的に保障していることなど、子ども支援の活動等に活かせる、活かすべきものになっている（後掲の安部原稿を参照）。

また、条約は、市民社会において、子どもに対する向き合い方や活動の在り方を示す社会規範としての意義を持つ。条約を社会規範として活かしていくことも重要になっている。とりわけ、子どもの権利＝「わがまま論・甘やかし論」、「権利よりも義務論・責任論」、あるいは条約＝「理想論」、「開発途上国向けのもの」等々の主張について、感情論ではなく、リアリティを持った、具体的場面に即した議論が必要である。条約 42 条が国に対し、子どもとおとな両方に条約の趣旨や規定を周知させることを義務づけている意味を再確認すべきであろう。子どもの権利および条約について市民社会における意識の変革・向上は条約の実施において不可欠である。

社会規範という点では、子どもの問題にかかわる NPO/NGO の活動指針に条約をもっと位置づける必要がある。NPO/NGO は、条約を活動指針にすることにより、国やおとな中心の発想から、あるいは支援する側の一方的な視点からの活動ではなく、社会の構成員であり当事者である子どもも含めた権利保障の活動へと進化していくことができよう。

これまでの取り組みや活動をもとに、条約を理念にとどめず、具体的かつ実践的に理解し、共通認識にしていくことが大切である。

子どもの権利条約の成り立ち

たかいし あきと
高石 啓人（早稲田大学非常勤講師）

1. 子どもの権利条約採択の中心を担ったポーランド

国連子どもの権利条約採択の中心を担ったのは、ポーランドであった。子どもの権利条約は、その実施と普及啓発をユニセフに委ねたところから、ユニセフが作った発展途上国向けの条約ではないか、と誤解する人たちが多い。

ではなぜポーランドが中心を担ったのであろうか。それは第2次世界大戦が深く影響していた。戦争とホロコーストで子どもや若者の多くを失ったポーランドは、1978年に、国連事務局あてに、国連子どもの権利宣言（1959年）を条約に変えていくこと、子どもの権利条約を採択するべきであるというコメントとともに、「子どもの権利に関する条約草案」を提出した。この「宣言の条約化」への提案文書は、オーストリアをはじめとする8カ国の支持を受け、修正されたのちに採択された。しかしながら、議論がまとまらず、子どもの権利条約に直結はしなかった。

そこで人権委員会は、1979年より本格的な子どもの権利条約案作成のためのワーキンググループを発足させた。ワーキンググループにおいて条約審議が開始され、10年間の審議を経て1989年に採択された。条約採択に至るまで議長としてこの審議をリードしたのは、ポーランド代表のアダム・ウォパトカであった。

アダム・ウォパトカは後年、来日して、なぜポーランドが長期にわたって子どもの権利条約制定に努力したのか、その歴史的な背景について述べている。主な点としては、第1には、戦争・ホロコーストによって、多くの子ども、若者がなくなり、戦後のポーランドの国造りの障害になっていたこと。子どもの権利条約は、そのような戦争とホロコーストを防ぐ「防波堤」であること、第2には、ポーランドを含めて、おとな社会における子どもに対する態度の変化を促したかったことなどが挙げられている。

後者の子どもに対する態度の変化というのは、保護の対象としての子どもから権利行使主体としての子どもへという変化を目指していた。こうした子どもの権利思想の背景には、ポーランドのヤヌシュ・コルチャック（孤児院院長・世界初の小児科医といわれる）の影響が大きかったとも述べている。

以上のように、子どもの権利条約は、人類の存続と発展、戦争・ホロコーストのない平和な社会の実現、さらには、子ども観の転換という狙いがあったことが読み取れる。子どもの権利保障の実践に

おいて様々な課題はあるが、こうした歴史的経緯があったことは踏まえておきたい。

2. 権利行使主体としての子どもをめぐる議論

ではどのような点で子ども観の転換が図られたのか。それは多岐にわたるが、ここでは権利行使主体としての子ども観が変化していった経緯を概観したい。例えば、1984年の第40会期には、条約第17条のマスメディアへのアクセスに関する議論があった。もともとのポーランド提案では、有害なマスメディアから保護という姿勢だったが、ワーキンググループ内での議論でより積極的な権利行使が論じられ、保護から自立へという流れが見られる。同時期に、アメリカやカナダ、スウェーデン、イギリス代表などが思想・良心・宗教の自由を提案し、こうした流れは一層強まることとなった。

しかしながら、その一方で逆行するような流れもあった。削除された文言ではあるが、親の宗教教育の自由が子どもの権利に優先して尊重されることが強調されたこともあった。「締約国は、子ども並びにその親、適用可能な場合には法定保護者が、その信念に従い、子どもの宗教教育並びに道徳教育を確保する自由をひとしく尊重する」というアメリカ提案もあった。

また意見表明権に関しても議論があった。ポーランド原案に対して議論があったのは、親の指導と子どもとの決定権の議論である。上の宗教上の指導にあったように、デンマークはポーランド案に対して、親の権利を強めるような対案を出した。これは全面的に採択されなかったが、オーストラリア代表から提出された修正案を基にし、「子どもの要望は、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」という風になった。

非常に簡単にではあるが、子ども観の転換、それに従う子ども主体の権利行使について取り上げた。こうしてみると、各国の思惑が一致していたわけではなく、様々な議論があったことが読み取れる。そうした中で、一定の合意を得た子どもの権利条約は採択されたこと自体に大きな意義があり、その中心を担ったのがポーランドであったことを忘れてはならないと言えるのではないだろうか。

子どもの権利条約の法的位置づけ

はやし だいすけ
林 大介（東洋大学非常勤講師）

1989 年に国連で満場一致で採択された子どもの権利条約（以下、条約）。日本は、1994 年に批准を行い、即時、国内において効力を発揮している。

条約の批准にあたり、文部省(当時)は、1994 年 5 月 20 日、以下のような通知を发出した。

「本条約は、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法、教育基本法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 25 号）並びに我が国が締結国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和 54 年 8 月 4 日条約第 6 号）」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和 54 年 8 月 4 日条約第 7 号）」等と軌を一にするものであります。したがって、本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はない」(文初高第 149 号 平成 6 年 5 月 20 日／文部事務次官 坂元 弘直「児童の権利に関する条約」について（通知））

つまり日本政府は、条約を批准したからといっても、特段、教育関係の国内法(当時)については、改正の必要はない、という立場をとっていた。

その後、衆議院憲法調査会事務局が 2004 年 4 月にまとめた『衆憲資第 50 号「憲法と国際法（特に、人権の国際的保障）」に関する基礎的資料－最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会（平成 16 年 4 月 22 日の参考資料）』によると、日本政府が批准した条約と、日本国憲法との関係については、次のようにまとめられている。

条約および確立された国際法規の遵守義務を謳っている（98 条 2 項）ことを根拠に、条約は原則として特別の変型手続（立法措置）を要せず、公布により直ちに国内法として受容され国内法的効力を有する立場をとっている。すなわち、「一般的受容方式」である。実際の運用においても、明治時代から学説の対立はあったが、憲法慣習として、条約は公布されると国内的効力をもつという取扱いがなされてきた。（上記資料 p10）

また、憲法と、国際人権規約との関係においては、次のようになっている。

日本国憲法は、その前文において「いずれの国家も、自国のことにみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の

子どもの権利条約 第 133 号・2018 年 9 月 15 日

法則は、普遍的なものであって、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等な関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」と謳い、国際協調主義の立場を打ち出している。この立場は、98 条 2 項において「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する」と具体化されている。一般的にこの具体化は、国際法・国際人権条約を日本の国内法秩序にそのまま導き入れることを意味する「一般的受容」を示すものであると理解されている。特別の立法措置がなくとも、日本国を拘束する国際人権条約は直ちに国内的効力をもつことを、国際協調主義の観点から憲法が宣明しているということである。（上記同資料 p53）

つまり、条約は、公布されたことによって国内的効力を持つこととなる。

そのうえで、子どもの権利条約批准に伴い問題となり得る国内法の整備」を、以下のように整理している。（上記同 p56）

となると、条約批准時の文部省(当時)の通知内容は問題があり、国内法を整備することが不可欠となるのは言うまでもない。

分野	国内法の整備	関連する子どもの権利条約
教育分野	停学や退学などの学校による懲戒処分に対し、子どもに弁解の機会を与えるよう法律に明示	第 12 条【意見を表明する権利】
	「教育情報の利用」を承認した条項に照らし、内申書など個人情報の開示を認めていない法律の改正	第 28 条【教育についての権利】
	表現の自由やプライバシーの保護を侵害する校則の改廃	第 13 条【表現の自由】 第 14 条【思想、良心および宗教の自由】 第 16 条【私生活、名誉および信用の保護】
教育分野以外	出生による差別を禁止した条項により、非嫡出子を巡って民法・戸籍法中の関係規定が問われる	第 2 条【無差別の確保】
	家族再会のための出入国の権利を定めた条項に照らすと、入管法に不備がある	第 10 条【家族の再統合】
	少年司法について定めた条項に基づき、付添い制度の充実などに関し少年法の改正が問題となる	第 40 条【刑事法上の取扱い】

なお、子ども・若者育成推進法(平成 21 年法律第 71 号)の第 1 条(目的)、改正児童福祉法(平成 28 年 6 月)の第 1 条(理念)において、条約が明記され、条約の精神に則った法律および法改正となっている。

条約の子ども観

あべ よしえ
安部 芳絵（工学院大学）

子ども観がちがえば、かかわり方もちがう

子ども観とは、子どもをどのような存在であるか、ということです。子ども観がちがえば、社会やおとなの子どもへのかかわり方が変わってきます。このことから、子どもの権利を保障していく上で、どのような子ども観を有しているかが大きなポイントとなります。

それでは、子どもの権利条約の子ども観とはどのようなものでしょうか。子どもの権利条約は、子どもにとって一番よいことをしようという国同士の約束事です。この「子どもにとって一番よいこと」を誰がどうやって決めるのかという点に、条約の子ども観が現れています。

一番よいことは、子どもに聴いて子どもと共に

子どもの権利条約が採択されるまで、子どもにとって一番よいことはおとなや社会が決めていました。おとなはかつてみな子どもだったので、子どものことはおとなが決めて大丈夫だろうと思っていたのかも知れません。ところが、おとなが「よかれ」と思って決めたことが、子どもにとって一番よいことにつながらなかった例はたくさんあります。

子どもは親の所有物ではありません。同じ親から生まれたきょうだいであっても、感じ方・考え方は異なります。だから、おとなが「きっとこれが一番よいことにちがいない」と思ったことが、子どもにとっては一番ではないことも十分あり得ます。それでは、どうすればいいのでしょうか。

1989年、国連総会で子どもの権利条約が全会一致で採択されたことにより、子どもにとって一番よいこと（第3条子どもの最善の利益）は、子どもに聴いて（第12条子どもの意見の尊重）子どもとともに考えて決めようと変わっていきました。そこには、「保護の客体から権利行使の主体へ」という大きな子ども観の転換がありました。

子どもはおとなから保護されるだけの対象ではなく、自ら権利を行使する主体であるということが世界的な約束事で定められました。これこそが、条約の子ども観です。

子どもの意見表明・参加は身近なところから

子どもは権利行使の主体であり、自ら参加する主体であるといわれると、なにか難しいことを想定されるかもしれませんが、実はとても身近にあります。

以前、「おとなに意見を聴いてほしいと思ったときってどんなとき？」と質問してみたところ、ある中学生は、ファミレスに行ったとき、と答えました。「最初、親はなんでも注文していいと言ったのに、自

分が決めたものに対してこっちのセットの方がいいんじゃないかとか、サラダをつけなさいとか、いちいちうるさい」「ファミレスのメニューくらい自分で決めたい」－思わず笑ってしまいましたが、心当たりがあります。親としては、栄養や値段を考えてつい余計な一言を言うってしまうのですよね。

家でご飯を食べるときはちゃんと野菜を食べるから、外食のときくらい好きなものを食べたい、と中学生がつづやいていました。その言葉を聞いたほかの子どもたちも、うんうんと頷きます。子どもなりにいろいろ考えているのに、なぜ親はそれを聴かずに決めつけるのか、そこにはやはり親のうちにある子ども観が関わっているといえるでしょう。

条約の子ども観をくらしに根ざしたものへ

ひとりの親として考えたとき、条約の子ども観を実現していくことはなかなか悩ましいと感じます。親としては子どものことが心配で、ついつい先回りして、口を出したり、手を出したりしてしまいそうになるからです。だからこそ、親や教師ではない支援者（第三のおとな）の存在が必要なのでしょう。

それでも、「おとなのよかれ」をぐっと我慢して、子どもの声に耳を傾けると、子どもたちの目がぐんと輝くのです。ときには失敗することもあります。それもまた子どもにとってはよい経験、失敗から学ぶことも多々あります。もちろん、なんでもかんでも子どもの意見を聞き入れればいいわけではありません。いのちが危険にさらされそうとき、誰かを傷つけてしまったとき、そんなときは、おとなの支援が必要でしょう。そういうことも含めて、子どもの声を聴き、気持ちに寄り添い、子どもを真ん中にして対話を続けていくことが権利保障へとつながります。

このように考えていくと、子どもは権利行使の主体であり、自ら参加する主体であるという条約の子ども観は、日常の小さな積み重ねによってくらしに根ざしていくといえそうです。



条約の実施と監視—国連・子どもの権利委員会

ひらの ゆうじ
平野 裕二（子どもの人権連代表委員）

国連・子どもの権利委員会（以下「委員会」）は、各国における条約の実施状況を監視するため、子どもの権利条約 43 条に基づいて 1991 年から活動している機関である。2003 年以降は、「武力紛争への子どもの関与」と「子どもの売買、児童買春および児童ポルノ」に関する 2 つの選択議定書（いずれも 2000 年採択）の実施状況の監視も担当している。年に 3 回、スイスのジュネーブで各 3 週間の会期（1 月・5～6 月・9～10 月）を開いて活動しており（各会期の終了後、次の会期のための会期前作業部会が 1 週間をかけて開催される）、事務局は国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が担っている。

委員会を構成するのは、締約国によって推薦・選出された 18 人の専門家である。委員の選挙は地域的バランス（アジア・太平洋／西欧その他／東欧／アフリカ／ラテンアメリカ・カリブ海）に配慮しながら行なわれ、性別もほぼ男女同数となっている。このところ法律家が多数を占めているが、2018 年 6 月末に実施された選挙ではソーシャルワーカー、社会学者、臨床心理学者なども選出されており、学問的・職業的多様性がやや回復された（新たに選出された委員は 2019 年 3 月 1 日から正式に活動を開始する）。

委員会の主たる活動は、締約国から定期的に提出される報告書の審査である（報告制度）。締約国報告書は、最初の報告書を条約の国内発効後 2 年以内に提出して以降は 5 年ごとに提出することが義務づけられているが、實際上、複数の報告書を統合して提出する運用が主流になっている。

締約国から報告書が提出されると、委員会は会期前作業部会（非公開）を開催し、事前質問事項（List of Issues）を作成して締約国に文書回答を求める。会期前作業部会には、子どもの権利のためにそれぞれの国で（または国際的に）活動している NGO のうち委員会に NGO レポートを提出した団体の代表も招待を受けて参加し、委員との質疑応答などを通じてさらなる情報提供を行なう（国によっては、ユニセフをはじめとする国際機関、国家人権委員会などの国内人権機関の代表も参加することがある）。

これらの過程を経て、政府代表団を招いて（国によってはビデオ会議を通じて）本審査が実施される。本審査にはそれぞれの国について 2 会合（6 時間）が充てられるのが通例であり、最近ではインターネットでも中継される。

その後、委員会は「総括所見」（最終見解）と呼ばれる文書を採用し、本審査の結果を踏まえ、問題点の指摘とその解決のために必要な措置の提案・勧告を行なう。締約国はその勧告を誠実に検討・実施し、次回報告書でその実施状況（実施しなかった場

合にはその理由）について報告することを要請される（誠実応答義務）。一連の過程の根本にあるのは、子どもの権利のために委員会と締約国政府をはじめとする関係者が協力しながら問題点の発見と解決策の模索を進める「建設的対話」の精神である。

日本についても、条約の実施状況に関する委員会の審査が 1998 年・2004 年・2010 年の 3 度にわたって行なわれた（なお、2010 年には 2 つの選択議定書の実施状況もあわせて審査されている）。日本については第 4 回・第 5 回報告書の審査が 2019 年 1 月に予定されており、事前質問事項もすでに明らかにされている。

報告書審査とは別に、委員会は定期的に（最近では 2 年に 1 回）一般的討議を開催し、条約に関わるさまざまなテーマについて幅広い参加者と議論を行なって、そのつど勧告を採用している。また、報告書審査や一般的討議の経験を踏まえて委員会がまとめる一般的意見は、条約の解釈・実施について考えるうえで欠かせない文書である（現在 23 号まで採択されている）。

さらに、2011 年 12 月に採択された個人通報議定書（通報手続に関する子どもの権利条約の選択議定書）に基づき、委員会は▼個別の権利侵害に関する申立ての審査や▼重大かつ組織的な子どもの権利侵害に関する調査も行なうようになった。前者についてはすでにデンマークについて条約違反を認定する「見解」が出されており（2018 年 1 月）、後者については、チリの未成年者施設における人権状況についての調査が実施されて報告書が提出されている（同 6 月）。こうした活動の広がりを通じ、世界の子どもたちの権利がいっそう効果的に保障されるようになることを期待したい。

◆国連・子どもの権利委員会に関するさまざまな資料の日本語訳は筆者のサイトを参照。

ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト

<https://www.26.atwiki.jp/childrights/>



委員会が会合を行なう

パレ・ウィル ソン（ジュネーブ）

撮影／野村武司

～県内 5 か所でプレフォーラム開催

おおたけ さとし
大竹 智（子どもの権利条約フォーラム 2018 in とちぎ実行委員長）

11 月 3 日、4 日に開催される「子どもの権利条約フォーラム 2018 in とちぎ」にむけて、県内 5 か所で下記のようなプレフォーラムを開催し、盛り上げています。

●第 1 回プレフォーラム in あしがが（7 月 29 日）

「安心して住める『居場所』って？」

発題者：

仲村久代 氏（認定 NPO 法人 サバイバルネットライフ）
星 俊彦 氏（認定 NPO 法人 青少年の自立を考える会）
芳村寿美子 氏（高根沢町フリースクール ひよこの家）

コーディネーター：

大竹 智 氏（フォーラム実行委員長）

●第 2 回プレフォーラム in うつのみや（9 月 15 日）

「子どもの権利条約って？」

講演者：増山 均 氏（早稲田大学名誉教授）

コーディネーター：

松江比佐子 氏
（チャイルドライン支援センター代表理事、認定 NPO 法人チャイルドライン理事長）

●第 3 回プレフォーラム in なすしおばら（10 月 2 日）

「子どもの権利の国内の状況」

「子ども子育て支援の事業における『良い仕事』の意味と地域における価値」

発題者：中村桃子 氏（栃木おやこ劇場）

中手淳子 氏（ワーカーズコレクティブたすけあい大地）

●第 4 回プレフォーラム in にっこう（10 月 14 日）

「命を守る子どもの権利って？」

講演者：畠山由美 氏（認定 NPO 法人 だいいょうぶ理事長）

コーディネーター：松江比佐子 氏

（チャイルドライン支援センター代表理事、認定 NPO 法人チャイルドライン理事長）

●第 5 回プレフォーラム in おやま（10 月 21 日）

「子ども食堂がもつ社会全体にとっての価値の再考」

「子どもの虐待防止の運動を踏まえた官民の協力の姿」「外国籍の子ども達や父母が置かれている状況の転換」

発題者：鹿山真雄 氏（子ども食堂「がじゃまるの家」）

横田能洋 氏、佐藤孝俊 氏、小白井加代子 氏、
益子智子 氏ほか

中手淳子 氏（ワーカーズコレクティブたすけあい大地）

また、子ども実行委員会も立ち上がり、7 月 15 日に第 1 回の集まりが栃木市において、小・中・高校生とユースを含め 20 名程が参加し開催されました。第 2 回は 8 月 18 日に開催され、本大会のキャッチコピーを考え、次のようなものに決定しました。

「知ろう！ 聴こう！ 伝えよう！ みんなが未来の主人公」

また、この会議の中で「おとな・こども関係ない！！」という、子どもたちの声を聴くことが何度もありました。子ども実行委員会は、本大会にむけて、この後 3 回開催する予定となっており、そこでは子どもたちが企画する分科会や交流会について、話し合いが行われます。

次に、本大会のプログラムが次のように決定しました。

第 1 日目（11 月 3 日）

13 時 30 分～ フォーラム記念上映会

「さとにきたら ええやん」

15 時 30 分～ 全体会（開会セレモニー）

16 時～ 講演会「子どもが生きる力」を守る
～子どもの貧困と子どもの権利～

認定 NPO 法人 こどもの里
理事長 莊保 共子 氏

18 時～ 交流会

第 2 日目（11 月 4 日）

10 時～ 午前の部 分科会

13 時～ 午後の部 分科会

15 時～ エンディング（閉会セレモニー）



また、分科会は不登校、虐待、多様な学び、子どもの権利条例作り、学校外の居場所、災害・発達障がい・外国籍の子ども支援、子ども食堂など、21 本の企画が予定されています。その中で、子ども食堂は実際にランチを提供することになっています。

さらに、本大会にむけたチラシも出来上がりましたが、そのデザインは、高校 3 年生の時に「子どもの権利条約フォーラム 2017 in 信州」に参加した加賀美百香（かがみ ももか）さんが作成してくれたものです。今回のフォーラムに関するチラシのデザイン（キックオフミーティング、プレフォーラムなど）は、全て統一したデザインを採用しています。

最後になりますが、「第 26 回子どもの権利条約フォーラム 2018 in とちぎ」には、全国からたくさんの方々に、会場になる栃木県足利市に来ていただき、有意義な時間を過ごしていただけるよう、最後までしっかり準備していきたいと思います。

フォーラムの経験が活かされるとき

すなかわ
砂川

ますみ
真澄

【特定非営利活動法人くまもと子どもの人権テーブル、
「子どもの権利条約フォーラム 2006 in くまもと」実行委員会事務局】



「子どもの権利条約フォーラム 2006 in くまもと」は2006年11月11日と12日に熊本学園大学を会場に開催されました。

子どもの権利条約ネットワークの呼びかけに応じて、当法人が準備会事務局を担当し、2006年4月に実行委員会がスタート。子ども夏合宿、2回のプレフォーラム、ポスター展と、プレイベントを重ねる度に実行委員会の輪は広がり、当日はおよそ延べ700名の参加者を迎えて、大成功のうちに終わることができました。

当法人は事務所も専従職員も持っていない小さなNPOなので、これだけの規模の実行委員会の事務局活動を担うのは荷が重かったのですが、熊本学園大学の協力を得られたことと、実行委員会に参加してくださったみなさんの力に後押しされて、その役割を果たすことができました。子ども支援に関わる団体同士は顔見知りであっても、日頃は自分たちの活動に追われ、他団体と一緒に活動する機会がありません。フォーラムの実行委員会活動を通じて、多くの団体や個人が出会い、交流できたことが、一番の収穫だったと思います。また、子ども実行委員をはじめ、さまざまな形で参加してくれた子どもたちの発言やパフォーマンスは刺激的で、子ども参加はおとなにとってもいかに大切かを実感する機会となりました。

フォーラムから8年後の2014年10月、当法人は「子どもの権利条約批准20周年熊本シンポジウム」を開きました。このシンポジウムを企画したとき、わたしたちは2006年の熊本フォーラムが子どもたちの権利保障に役立ったのかどうかを振り返る機会にしたいと考えました。

そこで、基調講演（「批准20周年を振り返る」と題した喜多明人さん講演）の後、「子ども時代、どうしたらもっとハッピーになる？」

をテーマに、子ども・若者パネリスト3人によるパネルディスカッションを行いました。パネリストは全員8年前のフォーラム参加者です。フォーラムのオープニングで「ぶちあわせ太鼓」を演奏してくれた当時保育園児だったTさん（中2）、しょうがいをもつ子どもの育ちについて自らの体験を分科会で語ってくれたOさん（大学4年生）、子ども実行委員として活動したNさん（大学院生）。

パネルディスカッションのなかで、自分の意見を言うことや違う意見を尊重することの重要性や、違いを超えて共に学ぶ必要性、おとながハッピーでいることが子どものハッピーにつながるという指摘等があり、会場から「若い人たちに希望を感じた」という声を多数いただきました。わたしたちも子どもたちの成長した姿を目の当たりにして、フォーラムの経験は子どもにとって大きな意味があったのだと強く感じました。

シンポジウム開催にあわせて、条約が日本で活かされているかどうかを考えたいと、若者を対象にした「2014 子どもの権利条約批准20周年熊本アンケート」にも取り組みました。回答してくれた若者（17歳～26歳）は計66名。小学生の頃、中学生の頃、中学卒業後から18歳になるまでの各時期に「あなたのことを考えてくれるおとながいたかどうか」を質問したところ、「いない」という回答がどの時期においても6～7%見られました。本当にいなかったのか、実際はいたけれども本人はいいと思ったのかはわかりませんが、誰も自分のことを考えてくれないと感じながら過ごす子ども時代はどんなに寂しいことでしょう。身近な子どものことを気かけ、その子どもが自分の気持ちを表せるように寄り添うおとなを増やさなければと改めて感じました。

2016年4月に熊本地震が起きました。表面上、復興が進んでいるように見えますが、今年5月に熊本県教委と熊本市教委が行った調査によると、熊本地震の影響で心のケアが必要と判断された子どもは2088人で、前回調査より増えたそうです。このような状況だからこそ、子どもの保護ばかりに目を向けるのではなく、子どもの参加を大切にする子ども支援が必要だと感じます。フォーラムの経験がさまざまな形で活かされるときです。

フォルケハイスコーレの経験を生かしたフリースクール



—子ども自身が「最善の利益」を知るために

いなば ゆういちろう
稲葉 祐一郎（小山フリースクールおるたの家代表）

子どもの権利条約において最も重要なキーワードの一つが、条文に何度も登場する「最善の利益（ベスト・インタレスト）」という言葉である。条約が子どもの利益にならないのであれば、それは条約として意味をなさないということであろう。もちろんおとなが子どもの「最善の利益」を考えることも必要かもしれない。しかし、それ以上に必要なことは子どもたち自身が自分にとっての「最善の利益」について考え、それを追求していくことにあると考える。おとなたちに求められるのはそのために必要な場を用意することである。

私は 2016 年 9 月に栃木県小山市でフリースクールを設立し、これまでさまざまな事情で学校に行かない子どもたちを受け入れてきた。彼らが学校に行かなくなった理由の根底に共通するのは、教育現場における窮屈さである。彼らはうまく列に並べなかったり、衝動を抑えられなかったり、またちょっとみんなと違う動きをしてしまったりする傾向があり、そのことを教師に注意されたり、からかわれたりすることで学校に行きづらくなってしまっている。おそらく現場の教員は、用意した箱の中に子どもたちを抑え込むことに必死なのだろう。そこからはみ出すものをケアする余裕などないのかもしれない。

フリースクールを設立する以前に私はデンマークのフォルケハイスコーレに 1 年間在籍していた。フォルケハイスコーレとは 16 歳以上を対象とする「おとなの学校」であり、19 世紀にアカデミズムへの批判的な立場から誕生した市民発の学校である。現在ではデンマーク国内に約 70 校存在し、北欧各国などにも広まっている。入学試験や卒業資格などはなく、市民が余暇を利用して教養を学ぶ場として広く利用されている。私は International People's College というフォルケハイスコーレにはじめの半年は生徒として、後半は生徒でありながら教員の補助的な役割を務めるスチューデントティーチャーとして籍を置き、世界中からやってきた生徒たちとともに寮生活を体験した。

その経験から学んだことはたくさんあるし、フリースクールを作ろうと思った直接的な理由もフォルケハイスコーレでの経験から来ている。フォルケハイスコーレの授業では基本的に紙の教科書は使われない。「対話」を軸としており、可能な限り実践や体験に

基づいた授業構成になっている。教師は授業の方向性やその日のテーマなどを決めるが、決して教師から生徒への一方通行の講義にはならない。生徒の積極的な発言こそ重要であり、生徒のプレゼンテーションや問題提起が授業の本質となっている。つまり生徒が自分の頭で考え、発言をしなければ授業は成立しないということだ。このような授業の中でこそ思考力は身につく、自分の意見を持ちえるのだと体感したのだ。

日本でも思考力を育むことの必要性は私が子どものころから叫ばれていることである。だが先の学力テストのデータでも明らかになったように、小中学生における思考力の欠如は相変わらずであり、学校の教育では未だに有効な対策を打てていない。だが、考える力を育まなければ自分にとっての「最善の利益」を考えることすらできないのではないだろうか。先にも触れた通り、現場の教員たちはあらかじめ用意した箱の中に子どもたちを抑え込むことを優先しているように見える。それでは子どもたちはその箱の中に用意された答え（受験勉強を耐え抜いて進学していく、あるいは就職するなど）を「最善の利益」として考えるしかない。しかし、学校が提示する答えの中に自分にとっての「最善の利益」が見出せない子どもたちはどうしたらいいのか。学校に行くのをやめることしかできないことになってしまう。

いまフォルケハイスコーレの考え方を取り入れ、「対話」を軸とした授業を行う学習塾を準備中である。あらかじめ用意された「答え」を目指すのではなく、さまざまなテーマについて対話をする中で思考力を育むことが狙いだ。頭を使い、自分の言葉として吐き出さなければ、思考をする癖はつかない。そういう過程を経てはじめて子どもは自分自身の「最善の利益」について考えられるのではないだろうか。

本来であれば学校の現場でこそ対話をする必要があると思うし、現状のような講義形式の授業を続けても思考力を定着させることなど不可能ではないかと考えている。子どもの権利条約を批准している国として、何よりも子どもの「最善の利益」のために、おとなが仕組みを変えなければならないのではないだろうか。

子どもの権利条約ネットワーク（NCRC） —市民団体としての“時代的な節目”にあたり—

喜多 明人（子どもの権利条約ネットワーク代表）

はじめに

この連載企画「市民活動の初めの一步」は、荒木悦子さん（ニュースレター・前編集長）が立てられたもので、「この連載の締めくくりは、子どもの権利条約ネットワークにします。喜多さんが書いてくださいな」と念を押されてきました。

本誌 133 号が、子どもの権利条約採択 30 周年にむけて、条約総特集を組むことになり、これをいい機会として、本ネットの初心を私なりにご披露して連載企画の締めくくりとしたいと思います。

本稿は、子どもの権利条約ネットワークを設立してきたわたしの個人的な「初心」であり、かつ、この連載企画に貫かれてきた NPO・市民団体づくりの“時代的な節目”として、以下 3 点について書き綴っておきたいと思います。

1 つは、20 世紀型から 21 世紀型の市民団体への移行期という意味です。

2 つは、子どもとの向き合い方の転換期という意味です。

3 つは、子どもの権利条約を支持する若者たちの時代の支えです。

（なお詳しくは、子どもの権利条約ネットワーク編集・発行『NCRC 活動から見た子どもの権利の 20 年—なにが変わったのか』（設立 20 周年記念誌）2012 年 11 月 20 日、を参照して下さい）

【わたしたちは何ができるか】

「喜多くんの研究者生命は終わったね」

子どもの権利条約ネットワーク（代表喜多。以下、NCRC といいます）を 1991 年 11 月に設立した時期に先輩研究者から言われた言葉です。当時は、市民団体の長につくことは、イコール市民活動家、市民運動をするなら学問はいらない、という雰囲気が残っていました。

もちろん、私が荒牧さんとともに NCRC の設立準備を開始したときの思いは、そういう「市民団体」観に立ったものではありませんでした。条約が採択された 1989 年当時、これを普及啓発すべき外務省は、この条約を「途上国の子ども向け」の条約という認識で普及（例えば全国配布の「ポスター」）しており、行政に任せると日本の子どもたちに正確に伝えられないのではないか、と懸念されたのです。

では、だれが条約の普及に取り組むのか。既成の各団体に期待したこともありましたが、おとなの利害をこえて子どもに正面から向き合う普及団体は、自らで創るしかない、と

1990 年 11 月に準備集会を開催し、1 年間の準備期間を経て設立されました。

【子どもとおとなが同じ人間として意見を交わし合う】

「子どもとおとなが対等に、と書かれると、おとなの思い上がりを感じる」

1991 年設立集会で、中学生の和田洋子さん（運営委員）の言葉です。

設立趣意書に書かれていた「子どもとおとなが対等な関係で言葉を交わし合う」という文面に対して、「対等」という言葉が誤解をまねくのではないかと疑問が出され、言葉の使い方で議論が行き詰まってしまうしました。

そして紛糾する議論に対して、和田さんからあらためて「同じ人間として意見を交わしあう」という修正提案が出されて、ようやく決着を見ました（設立 20 周年記念誌 41 ページを合わせて参照）。

子どもの権利条約の精神的な父といわれたヤヌシュ・コルチャックも述べているように、子どもとおとなが同じ人間同士として向き合い、ともに生きていこうという姿勢が、ネットワークの初心となった瞬間でした。

【若者による支えがあつてこそ一次世代につなぐ】

1990 年の設立準備会では、初代事務局長になった菅源太郎さんやニュースレター初代編集長の平野裕二さんたち若者が主役でした。加えて舞台裏を支えてくれた多くの学生たちがいました。わたしが担当していた立正大学喜多ゼミ 10 期生の学生たちもその一角を占めていました。かれらが会場設営から受付、記録など条件整備面を担当し、かつ設立後の事務所づくりも担いました。

立正大学喜多ゼミの学生たちは、NCRC の活動を支援する一方で、子どもの権利条約の普及活動に独自に取り組み、その成果は、喜多ゼミ編『ぼくらの権利条約』（エイデル研究所発行）、『知っていますか！子どもの権利条約』（草土文化）となって結実しています。

設立 2 年後には、NCRC の呼びかけで「子どもの権利条約フォーラム」（1993 年～）が始まり、翌年 1994 年には日本政府が条約を批准します。この 1990 年代を支えた若者としては、現在の事務局長である林大介さんや元編集長の内田塔子さん、子ども参加を支えたファシリテーターの勝本浩司さん、安部芳絵さん、

山田奈津穂さん、圓谷雪絵さん、さらには吉田要介さん、高橋亮平さんたちが登場し、NCRC の活動を活性化させてきました。子ども参加を支援してきた NCRC としては、次代の NCRC をになう若者の登場が切に待たれるところです。

「初めの一步」の連載が終わるにあたって

あらき えつこ
荒木 悦子（ニュースレター元編集長）

シリーズ市民活動の「初めの一步」は 2010 年にスタートしました。この企画を考えた時に、シリーズの最後は私の所属する「子どもの権利条約ネットワーク」を取り上げようと決めていました。あれから 8 年、とうとう最終回を迎える時が来たようです。

「初めの一步」は、自分で市民活動を立ち上げた方たちに、活動のきっかけになった出来事などを書いていただいて、これから活動を始めようと思っている方たちの参考にしていただこうという意図で企画しました。今活動している団体の立ち上げのきっかけを知ることが、これから何かをしようと思っている方たちを勇気づけ、新たな活動を始める参考になればと願っての事です。

私は NCRC の活動を通して、沢山の市民団体の代表の方たちと交流する機会を持つことができました。そんな折、代表の方たちに活動を始めたきっかけについて質問してみました。色々なケースがありましたが、新聞の記事であったり、読んだ本であったり、小さなきっかけから今の社会に存在する問題点に気づき、心動かされ、何とかしなければという思いをエネルギーに活動を続けていらっしゃる方が多くいらっしゃいました。そんな方がたの貴重なお話を沢山の方に知ってもらいた

いと思ったこともこのシリーズを企画するきっかけになっています。

私が NCRC の活動を知ったきっかけも新聞の小さな記事でした。天声人語で「子どもの権利条約」が取り上げられ、その内容を知りたいと思い、どこかで学べないかと調べていた時に勉強会を案内した小さな記事を見つけたのです。その会で偶然出会った方が NCRC の存在を教えてくださいました。立正大学で開かれていた立ち上げの会に、だれの紹介もないのに出かけて行きました。最初にその会に参加するときには気が引け、躊躇があったことを今でも覚えています。それでも勇気を出してその会に参加したことが私の「初めの一步」です。それから 30 年余り NCRC の活動に関わりました。その間、私一人では到底できなかった活動を NCRC のメンバーとして成すことができました。あの時勇気を出して立正大学に出かけて行って良かったと、心から思っています。

これらの記事は NCRC の HP のニュースレターのバックナンバーから読むことができます。読み逃したかたは検索をして是非読んでみてください。

シリーズ:市民活動の「初めの一步」掲載団体一覧			
	団体名	執筆者	掲載誌（ページ）
第 1 回	プレーパーク	天野秀昭（プレーパークせたがや理事）	99号（11P）
第 2 回	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	中島早苗（フリー・ザ・チルドレン・ジャパン事務局長）	100号（7P）
第 3 回	チャイルドライン	保坂展人（ジャーナリスト・前衆議院議員）	101号（11P）
第 4 回	東京シュレ	奥地圭子（NPO法人東京シュレ）	102号（9P）
第 5 回	NPO法人子どもの権利支援センター『ばれっと』	明橋大二（バレット理事長）	103号（11P）
第 6 回	NPO法人「フリースペースたまりば」	西野博之（フリースペースたまりば理事長）	104号（9P）
第 7 回	ミニさくら（子どものまち）	中村桃子（ミニさくら）	105号（9P）
第 8 回	国際子ども権利センター（C-Rightsシーライツ）	甲斐田万智子（認定NPO法人国際子ども権利センター代表理事）	106号（11P）
第 9 回	江戸川子どもおんぶず	大河内秀人（江戸川子どもおんぶず代表）	107号（11P）
第10回	NPO法人Rights（ライツ）	菅源太郎（特定非営利法人ライツ代表理事）	108号（11P）
第11回	全国障害学生支援センター	殿岡 翼（全国障害学生支援センター代表）	109号（11, 12P）
第12回	社団法人子ども情報研究センター	国松祐子（社団法人子ども情報研究センター事務局長）	110号（11P）
第13回	社会福祉法人カリヨン子どもの家	坪井節子（社会福祉法人カリヨン子どもの家理事長・弁護士）	111号（11P）
第14回	子どもの人権研究会	吉峯康博（子どもの人権研究会事務局長）	113号（11P）
第15回	「千葉県子ども人権条例」を実現する会	米田修（NPO法人千葉子どもサポートネット副理事長）	114号（11P）
第16回	ちびすけランド共和国	さとうひでき（ちびすけランド共和国世話人）	115号（11P）
第17回	ACE（エース）	岩附由香（ACE 代表）	116号（9P）
第18回	桜んぼ塾	井上仁（日本大学文理学部社会福祉学科 桜んぼ塾顧問）	117号（11P）
第19回	NPO法人京田辺シュタイナー学校	吉田敦彦（大阪府立大学教授）	121号（10P）
第20回	認定NPO法人 箕面こどもの森学園	辻 正矩（箕面こどもの森学園学園長）	123号（11P）
第21回	模擬選挙推進ネットワーク	林 大介（模擬選挙推進ネットワーク事務局長）	124号（11P）
第22回	札幌市子どもの権利条例制定市民会議（札幌こどけん）	佐々木一（札幌こどけん代表）	126号（11P）
第23回	子どもNPOセンター福岡	三宅玲子（NPO法人子どもNPOセンター福岡副代表）	127号（10P）
第24回	子どもの権利条約ネットワーク	喜多明人（子どもの権利条約ネットワーク代表）	133号（10,11P）

子どもにではなく子どもと

—コルチャック先生の子育て・教育メッセージ

■ 塚本 智宏 著

■ かりん舎

■ 2018 年 5 月 30 日 A5 版

■ 1080 円

- 1 子どものなかに人間を見ること
- 2 社会のなかでの子どもの尊重
- 3 そこにいるのは人間だ、でもおとなとは違う人間
- 4 子どもは子どもの専門家、子どもと共に生きるために
- 5 子育ての仕事—子どもはあなたのものではない
- 6 教育者の仕事—今日という日に対する責任
- 7 その子にあるのは、恨みでなく、悲しみだ



子どもと向き合うすべての人が、自身の子ども観や子どもとの関りを立ち止まり振り返ることを促してくれる一冊が今回紹介する『子どもにではなく、子どもと—コルチャック先生の子育て・教育メッセージ』である。この本では、コルチャック先生の思想やそこから導き出されるメッセージが東海大学の塚本智宏先生の解説によって、コンパクトにまとめられている。

日々の現実社会の中で忙しさに追われていると、自分自身の考えや行動を振り返る余裕はほとんどないと思う。例えば水や木々などの自然の荘厳さ、命の尊さなどは当たり前存在するものとなっており、改めてその素晴らしさを感じることはなく毎日は過ぎ去っていく。そういった普段は意識することのできない大切な事を、改め

て考えさせてくれる、気付かせてくれるような感覚がこの本を読むと湧き上がってくる。

「子どもはあなたのものではない」

「その子にあるのは、恨みでなく、悲しみだ」

「子どもには嘘をついてしまう権利がある」

これらコルチャック先生の言葉に触れると、ふと考えさせられる、惹きつけられる、あるいはドキリとする。根源的な問いにいざなってくれると同時に、分かっているけれどもできない未熟な自分への葛藤も出てくる。

コルチャック先生は 1890 年代末から 1920 から 30 年代のポーランドにおいて、小児科、孤児院院長、また作家として活躍したポーランド人であり、生涯において“子ども”を探究し、その人間としての価値を探究した人物であると紹介されている。そんなコルチャック先生の思想の中心には「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間なのだ。そう、人間なのであって、操り人形なのではない。(以下、略)」(p.24) というのがある。塚本先生の言葉を借りれば、コルチャックの教育学はすなわち “子どもを尊重する教育学”とも言え、その基本的な姿勢がそこには示されている(p.30)。理解しているようで中々体現することのできない命題だと感じると同時に、そうであるからこそ努力し続けなければならない、忘れてはならない大前提であるとも思い、自然と背筋が伸びる。

「おわりに」にて塚本先生は、子どもの権利条約国連採択から 30 年、コルチャック先生の『子どもをいかに愛するか』の出版から 100 年が経ったことを述べたうえで、その間おとなたちは子どもという人間と生きるためにどれくらい成長したのだろうかと問いかけている。子どもの話や意見をじっくり考えながら聴けるようになったらどうか、本当の意味で成熟したおとなになりつつあると言えるのだろうか。今日の教育の在り方、子どもとの向き合い方を常に振り返る大切な問いをこの本は示してくれる。

佐藤 由衣 (早稲田大学大学院)

子どもの権利条約ネットワーク主催

子どもの権利条約 国連採択30年 日本批准25年にむけて 子どもの権利条約 連続講座2018

1989年11月20日、子どもの権利条約が国連総会で全会一致で採択されて、今年で29年。日本政府が1994年4月22日に条約を批准してから今年で24年。来年度の2019年は、国連採択30年、日本批准25年という節目になります。

子どもを取り巻く環境に注目が集まっている中、子どもの権利条約の普及と活用をいっそう進めていくために連続講座を開催します。ふるってご参加ください。

※各回のファシリテーター：林大介(NCRC事務局長)

第3回 外国(主にスウェーデン、ドイツ)の“子ども・若者政策”の特徴と

国連子どもの権利委員会

日 時：9月15日(土)午後2時～5時(受付 午後1時45分～)

場 所：早稲田大学山手キャンパス 33号館6階 第11会議室 ※会場変更

ゲスト：西角 達平さん(文芸大学生活科学研究所、駒澤大学非常勤講師)

平野 裕二さん(子どもの人権連・NCRC運営委員)

第4回 子どもの権利条約の基礎を学ぶ(2) 子どもにやさしいまちづくりと権利条約

日 時：10月20日(土)午後2時～5時(受付 午後1時45分～)

場 所：早稲田大学山手キャンパス 33号館3階333教室(階段あがって右手)※会場変更

講 師：荒牧 重人さん(山梨学院大学教授・NCRC副代表)

第5回 全国に「子どものまち」を創る—子どもの遊ぶ権利、参加する権利のために

日 時：12月22日(土)午後2時～5時(受付 午後1時45分～)→7月の第2回から延期

場 所：早稲田大学山手キャンパス 33号館16階 第10会議室

ゲスト：中村桃子さん(日本で初の子どものまち「ミニくら」立ち上げ)

(終)第1回 子ども権利条約の基礎を学ぶ(1) 条約の基礎理論を学ぶ

日 時：6月30日(土)午後2時～5時(受付 午後1時45分～)

場 所：早稲田大学山手キャンパス 33号館3階 第1会議室

講 師：荒牧 重人さん(山梨学院大学教授・NCRC副代表)

【参加費】(各回) 会員 子ども・学生:無料、おとな:800円

一般 子ども:無料、学生:800円、おとな:1000円

【申込・お問合先】子どもの権利条約ネットワーク info@ncrc.jp(締切:各回3日前まで)

http://www.ncrc.jp/ https://www.facebook.com/ncrc1120/

※資料準備のため事前申込をお願いします。

※会場が変更になる場合もあります。

※小さなお子さん連れも歓迎です。ご相談ください。 ※第5回以降も準備中です(多様な学び、LGBTなど)

編集後記

この夏から初秋にかけて、自然の猛威にさらされ被災した皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本誌で特集しました通り、NCRC では 2019 年を 2020 東京五輪に負けない、活力ある年にすべく、連続講座をはじめ、新たな取り組みを始めているところです。

今号で最終回を迎えた、市民活動の「初め一歩」でもお伝えしてきたように、何とかしなければという思いが力となり実を結んだ例が多数存在することは、私たちにただならぬパワーを与えてくれます。

そのパワーをフルに発揮し、条約採択 30 年、批准 25 年の 2019 年を盛り立てていきたいと思っています。

「子どもの権利条約」No.133 号 2018 年 9 月 15 日発行

★発行 (季刊・年 4 回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ http://www.ncrc.jp/

★発行人 喜多明人

★編集人 喜多明人・宇原佐知子

★年会費 5000 円 学生 3000 円

18 歳未満 1000 円

*郵便振替 00180-2-750150

*ゆうちょ銀行 ○一九店 当座 0750150

コドモノケンリジョウヤクネットワーク

★印刷 (株)第一プリント